
平成23年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成23年3月4日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成23年3月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第24号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第25号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第26号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第27号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 対馬市特別養護老人ホーム条例
- 日程第8 議案第31号 対馬市特別養護老人ホーム特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第37号 対馬市特別用途地区建築条例
- 日程第15 議案第38号 対馬市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第39号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第40号 第1次対馬市総合計画(基本計画)について
- 日程第18 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第19 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(鴨居瀬地区)
- 日程第20 議案第43号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(古里地区)
- 日程第21 議案第44号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(小茂田地区)
- 日程第22 議案第45号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(東里地区)

日程第23 議案第46号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(曾地区)

日程第24 議案第47号 字の区域の変更について (鹿見地区)

日程第25 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について

日程第26 農業委員会委員の推薦について

日程第27 陳情第2号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める要請書について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第24号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第25号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第26号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第27号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第28号 対馬市税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第29号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第30号 対馬市特別養護老人ホーム条例

日程第8 議案第31号 対馬市特別養護老人ホーム特別会計条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第32号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第33号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第34号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第35号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第36号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第37号 対馬市特別用途地区建築条例

日程第15 議案第38号 対馬市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例

日程第16 議案第39号 対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第17 議案第40号 第1次対馬市総合計画(基本計画)について

日程第18 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

日程第19 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(鴨居瀬地区)

日程第20 議案第43号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(古里地区)

日程第21 議案第44号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(小茂田地区)

日程第22 議案第45号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(東里地区)

日程第23 議案第46号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(曾地区)

日程第24 議案第47号 字の区域の変更について (鹿見地区)

日程第25 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について

日程第26 農業委員会委員の推薦について

日程第27 陳情第2号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制
度の堅持を求める要請書について

出席議員 (21名)

1番 脇本 啓喜君	3番 小田 昭人君
4番 長 信義君	5番 山本 輝昭君
6番 松本 臚幸君	7番 阿比留梅仁君
8番 齋藤 久光君	9番 堀江 政武君
10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	15番 桐谷 徹君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員 (1名)

2番 黒田 昭雄君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 橘 清治君 次長 梅野 泉君
参事兼課長補佐 長野 元久君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
政策補佐官	松原	敬行君
地域再生推進本部長	近藤	義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎	君
総務部長	平山	秀樹君
総務課長	桐谷	雅宣君
市民生活部長	長郷	泰二君
福祉保健部長	扇	照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜	君
建設部長	堀	義喜君
水道局長	阿比留	誠君
教育長	梅野	正博君
教育部長	大石	邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤	繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村	敏明君
峰地域活性化センター部長	大川	昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留	秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本	治源君
消防長	竹中	英文君
会計管理者	長久	敏一君
監査委員事務局長	橘	英次君
農業委員会事務局長	阿比留	保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

報告します。黒田昭雄君より欠席の届け出がっております。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第24号

日程第2. 議案第25号

日程第3. 議案第26号

日程第4. 議案第27号

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

日程第7. 議案第30号

日程第8. 議案第31号

日程第9. 議案第32号

日程第10. 議案第33号

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

日程第13. 議案第36号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第24号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第36号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例までの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第24号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成16年の合併以来、本市は非常に厳しい財政状況が続いております。そのため財政の早期立て直し、健全化に向けた取り組みの一つとして平成19年度より、市長をはじめとする常勤特別職及び一般職の給与を削減してまいりました。

一般職につきましては、削減を平成21年度で終了いたしました。特別職については、対馬市長等の給与の特例に関する条例により、期間を平成22年度と定めて引き続き給与削減を行っているところであります。現在の財政状況等を勘案し、平成23年度も継続して削減を行うよう所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明申し上げます。

市長の給料を合併当初から15%削減し、平成23年4月から平成24年3月27日までの在任期間中、月額68万円とするものです。なお、副市長、教育長の給料については合併当初から10%削減された月額が現条例において規定されているため、今回提出する特例条例での改正は

ありません。

次に、議案第25号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本市では教育委員会事務局に指導主事を設置をしております。この指導主事は長崎県の県費負担教職員である教員を充て、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的な指導を行っており、給与面においては県費負担教職員に準じて支給しております。今般、県費負担教職員の教員特別手当の改正があり、それに準じた支給内容とするよう、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明申し上げます。

第19条の2第2項は教育委員会の指導主事に支給される教員特別手当の最高限度額について、県費負担教職員に準ずるよう改正するものです。別表第5は教育委員会の指導主事に支給される教員特別手当を県費負担教職員に準ずるよう改正をいたします。なお、附則において施行日を平成23年4月1日としております。

続きまして議案第26号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、旅費に関する条例の中で第3条及び第35条に規定する外国旅行に関する日当、宿泊料及び食卓料、死亡手当について県及び県下各地と同様に国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて支給するため所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、本市の条例の別表第2外国旅行の旅費のその他の地域で規定されております日当、宿泊費等は国家公務員等の旅費に関する法律第17条に規定されている北米地域、欧州地域、中近東地域の外国旅行甲地方の範囲の規定を準用しており、本来準用すべき法律第19条に規定される乙地方であります韓国や中国などのアジア地域の規定を準用するために改正するものであります。

以上3件につきまして、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりした議案第27号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は平成23年4月から対馬交通株式会社が販売する定額フリーパスポートを、対馬市自家用有償バスで利用できるよう条例改正をしようとするものであります。

定額フリーパスポートの導入は自家用車の普及の進展や、少子高齢化、過疎化の進行に伴い、

路線バスの利用者は減少の一途をたどっており、運行会社の経営も大変厳しい状況であります。

対馬市が行っている地方バス路線維持費補助金の負担は、財政を圧迫している状況であります。それで、市が行っています赤字補てん補助の縮減も視野に入れ、地域の需要に応じた市民の交通手段の確保や運賃の低廉化対策といたしまして、対馬市地域公共交通活性化協議会におきまして平成22年9月から12月までの期間で実証販売を実施し、その結果を調査、分析いたしました。

その結果、これまでもバスを利用していたいただいていた高齢者はもとより、これまでバスを利用していなかった高校生の利用も増加し、通院や通学での利用者を中心に住民の満足度は高く、収益性についても上がっていることから平成23年1月31日開催の第4回協議会におきまして、平成23年4月からの本格の導入が決定されたところであります。

内容といたしましては、定額フリーパスポートの通用期間は1カ月間とし、使用料は大人、子供、幼児にかかわらず5,000円と定めておりますが、保護者が随伴する場合の子供、幼児については3名まで無料と定めております。附則で条例の施行日を平成23年4月1日と定めようとするものであります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま議題となりました議案第28号、対馬市税条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

対馬市税条例第19条において延滞金を納付するよう規定しておりますが、納税者が天災その他の災害によりその財産に損失を受け、納付の資力を失ったとき等延滞金を納付できないと認められる期間についても、本税と同様に減免措置が行えるよう対馬市税条例の改正をお願いするものであります。

延滞金についても、減免規定を設けることにより延滞金の減免を適正に執行し、適切な延滞金の徴収を行い、さらなる滞納の抑止あるいは減少を副次的効果として期待するところであります。なお、現在延滞金の徴収におきましては、地方税法第15条の徴収の猶予の要件等で適用しておりますが、より詳細に改正を考えておるところでございます。

以上、よろしく御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第29号から議案第32号までの4議案について続けて御説明を申し上げます。

まず議案第29号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

保育所の統廃合につきましては、対馬市保育所配置計画に基づき進めているところでありますが、厳原町の阿連へき地保育所及び豊玉町の塩浜へき地保育所の廃止について、保護者並びに地区の同意をいただいたところでございます。また、豆殿幼稚園の廃止に伴いまして、幼稚園の施設を豆殿へき地保育所の施設として活用する予定でございます。

このため、第2条の保育所の名称を位置及び定員の表の中の阿連へき地保育所及び塩浜へき地保育所の項を削り、豆殿へき地保育所については位置の改正を行うものでございます。なお、施行日を平成23年4月1日としております。

続きまして、議案第30号、対馬市特別養護老人ホーム条例について御説明申し上げます。

対馬市の特別養護老人ホームは「いづはら」、「浅茅の丘」、「日吉の里」及び「ひとつばたご」の4施設ですが、施設条例は直営の特養「浅茅の丘」及び「日吉の里」の対馬市特別養護老人ホーム条例、特養「いづはら」の対馬市特別養護老人ホームいづはら条例、特養「ひとつばたご」の対馬市特別養護老人ホームひとつばたご条例の3条例があります。平成23年度から「浅茅の丘」を指定管理者による管理委託に変更することに伴い、この3つの条例を対馬市特別養護老人ホーム条例として、1つの条例に整理するものでございます。

今回の改正は、対馬市特別養護老人ホーム条例の全部改正でありまして、附則で対馬市特別養護老人ホームいづはら及び対馬市特別養護老人ホームひとつばたご条例を廃止をしております。

第1条で特別養護老人ホームの設置と目的、第2条で施設の名称を、位置及び定員、第3条で事業、第4条から第7条で使用対象者と使用料、使用料の減免、使用料の還付、第8条で指定管理者による管理についてそれぞれ定めております。附則で施行期日を平成23年4月1日といたしております。

続きまして議案第31号、対馬市特別養護老人ホーム特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

対馬市特別養護老人ホーム特別会計条例は、第1条で特別養護老人ホーム「浅茅の丘」及び特別養護老人ホーム「日吉の里」の円滑な運営とその経理の適正を図るために、特別会計を設置するとなっております。直営の「浅茅の丘」及び「日吉の里」についてのみ規定されておりますが、他の特別養護老人ホームにつきましては施設の維持補修工事及び公債費等につきましては、今特別会計に計上させていただいているところでございます。

特別養護老人ホーム「浅茅の丘」の指定管理に伴いまして、条例改正の必要が出てまいりましたので、この改正に合わせ直営及び指定管理にかかわらず特別養護老人ホームにかかる本市の予算につきましては、本特別会計に計上するための改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産については、暫定的に35万円から39万円に引き上げられていたところでございます。この出産育児一時金が平成23年4月から39万円に恒久化されることに伴い改正を行うものでございます。附則で、施行期日を平成23年4月1日といたしております。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第33号から議案第35号の3件につきまして、順を追って提案理由と内容を説明申し上げます。

まず、議案第33号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第3条第12号中、貝口から加志々になっておりますのを、貝口の次に佐保、卯麦、仁位を加えようとするものでございます。同条20条中、小鹿の次に、志越、志多賀、佐賀を加えようとするものでございます。附則で条例の施行日を平成23年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第34号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが。

教職員住宅の取り壊しにより、第8条の別表を改めようとするものでございます。

続きまして、議案第35号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございますが。

対馬市峰総合運動公園のプールを取り壊すことに伴い、条例から削ろうとするものでございます。附則で条例の施行日を公布の日からとしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） ただいま議題となりました議案第36号、対馬市公園等施設条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、上県地域活性化センター内の井口浜海浜公園につきまして、同条例別表より削除するものでございます。

その内容につきまして御説明申し上げます。

井口浜海浜公園内のバンガロー施設については平成元年に整備した施設でございますが、老朽化が進み利用者のニーズにあわないと判断し、平成22年度に解体を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから13件に対し、一括質疑を行います。質疑はありませんか。
13番、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

議案第29号の豆殿保育所の移転の件につきまして、今幼稚園が閉園になって幼稚園の跡地に保育所が行くわけですけど、あれは確かリースで借り上げておったと思うんですけど、リースの期間はどのくらいか、あとその跡地はどういうふうにするか、ちょっとそれだけをお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 今のへき地保育所のリース期間につきましては、平成25年度まで残っております。あとの利用につきましては、一応地区のほうに話をしまして活用方法がないか、もし地区のほうで活用方法がなければNPO法人等のボランティア団体、こういうところにも話をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 13番、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） せっかくの建物でございますので、まだあと2年残つとるとかね、リース期間が。今後地区が使用できるようにあったら、地区にそういうふうにご利用はさせるようにお願いしておきます。以上です。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 議案第29号及び議案第36号に対し、質問いたします。

まず議案第29号ですが、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例と、こうなっています。まあ、保育所条例とかいろいろあるわけですが、条例というのは、もう皆さんすばらしい人だから福祉部長もよく御存知と思うが、目的外使用が、あなたの管轄でなされていないかどうかお尋ねします。

次に、議案第36号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

新しく公園が出たり入ったり、無くなったりしていますが、この公園の維持管理は現在誰がなされているのか、それをお伺いします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 保育所の目的外使用はなされてないかということだと思いますけど、目的外使用がされているということは、こちらのほうではつかんでおりません。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私の見たところあります。大至急、あなたも知っているはず、議員さんたちからそれを指摘されてからするんじゃないくて、ちゃんと優秀な部長さんなんですからしてください。今会期中に、そうしないと大変なことになると思いますよ。お願いしておきます。

それで、あとは公園のほうをお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） 阿比留議員さんの御質問にお答えいたします。

井口浜海浜公園につきましては、海浜公園とそれからバンガロー施設の維持管理につきまして対馬市で今まで行ってきておりました。で、このバンガローを解体したものでございますから、今回条例として提案させていただいております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私はどことは申しませんが、10年も十何年も放置されたままのところが大分あるように思います。そしてそれを、この3月から地元に残せるということですが、ぼろぼろになった市の物を地元に残されてもしょうがない。ちゃんと人に残せるときは、きちっと整備してそして残せてもらうようにしないと、大変なことになるとは思いますけど、それが常識だと思いますよ。しかし、その予算はここには、今年度は組まれてないみたいにある。

だから、小さい公園を地元の人たちにお願ひします、その予算も4月からお願ひしますよと、その3月末までにしてしまうということですが、そのままに地元の人に、あっちこっちの物をお願ひするんですか。それともきちんとしてからお願ひするんですか。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） 今御指摘の件につきましては、いろいろ公園もあるわけですが、対馬市といたしましてはできるだけそういった公園等、また、地区公民館等は地区のほうにお願ひするという形で今進んでおりますので、そういうことで、まあ、公園のほうもお願ひをしたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あのね、もう何回もしたくないけどね、地元にお願ひするときにはそれなりのきちんとして、整備をして、するのが私は常識だと思う。それが行政だと思う。

行政が必要だから公園をつくった、それを維持管理ができません、予算がないから地元にお願ひしようというんだったら、それなりの修繕をしたり、整備したり、塗装をし直したりして地元にゆだねるのが、私は当たり前なことだと思う、それが行政サービスだと思う。その予算が、4月からするんだったらこの3月に予算を組んでおかないといかん。補正でもね。

それがどうも見当たらないから、私が、どことは言いませんよ。あっちこっちそうだと思う。行政というのはどういうところに気配りしているのかなあ。いつも何とか議員が申すように、劇団

つくったり、行政のミスで補助金を何千万円払ったり、債務負担行為もないのに何億円も払ったり、そういうことをして、しながらお金がないというのはおかしいんだ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

もう少し、口だけじゃなくて、ちゃんとしたことをやってもらわんと、4月から予算がないから民間に委託する、地元の人たちにお願ひする、それだったらそれなりのことをしてから、予算組んでから、最低限の生活環境を守るようにしてもらわんと困りますよ。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦議員。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 私は議案第24号、市長、私は就任以来十分給料をとってくださいと、そして365日、日夜活動をしてもらっておる市長に本来条例で決まったとおりの給料はもらっていただきたいと思っております。

総務部長、近隣の市で給与減額しておる市が、もしありましたら教えてください。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 現在ほとんどの市におきましては減額をいたしておりますけれども、壱岐・五島等につきましても減額を継続中であります。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） もう、一回提案してあるわけですから、多分訂正はないでしょうけど、私は一貫してそういう思いをもっておりますので、側近のほうで考えられたらどうかと私は思っておりますけど、どうしてもこのままでしょうけ、このままですかね、市長。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このままでお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 議案第27号についてお尋ねをいたします。

先程、担当部長の説明で定額フリーパスポートは、事業は好調で行われたと、で、先程の説明の中で、2点ちょっと確認をしてみたいと思うんですが、月額5,000円の使用料、この中で大人5,000円、子供、幼児5,000円となっておりますが、子供と幼児の区別するところ、例えば小学生以上が子供として考えておられるのか、あるいは幼児は何歳から幼児として料金をいただくのか。

それと、もう1点は利用が少なかった高校生あたりの利用が増加しているということでしたが、私この定額フリーパスポート事業が始まる時に、デメリットも出ていますよという質問をしたことがございます。デメリットと言いましょか今まで民間が運営していた高校生向けのバスが運行をすると、この事業が行われたことによって運行を止めたよ、ということで不利益を得た地

区の子供たちもいたわけです。高校生が利用が増えたということは、それなりに高校の始業時間なり、あるいは早朝の補習授業に間に合うような時間帯でバスの運行がなされているとは思いますが、その辺のことを具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） まず最初に、子供と幼児というとらえ方なんですけど、条例案のほうには小人と書いておりますけど、説明は子供としたほうが議員の皆様並びに市民の方がわかりやすいと思っておりますので、子供を小学生というとらえ方をいたしております。で、幼児は小学生に上がる前の子供さんというとらえ方です。

それから、割引関係の話も少しあったと思うんですけど、この定額フリーパスポートは運行会社の採算性や限度額等々も考慮いたしまして、先程も申しましたように、9月から、条例を改正するために実証実験をやってまいりました。

その結果、属人を問わず5,000円でやってきたわけなんですけど、市民の調査等々もやってまいりましたが、全然今の段階の利用料で問題はないと、まあ、一部限定の安い料金等々も今後は考えてみたらどうだろうかという意見はありましたが、協議会のほうで十分検討をし、今のまま実証実験のままでやっっていこうということとなっております。

ただ、この定額フリーパスポートの場合は、保護者が随伴する場合は通常は小学生の子供は料金があるわけなんですけど、子供、幼児を問わず3名まで無料で連れていくことができるということで、通常の運賃よりも有効に使っていただけるように設定はいたしておるつもりでございます。

それから、先程言われましたように高校生の利用度が高くなっているというのは、従前一般質問のときにされた補習の時間、クラブ活動の終了時間の時間帯に民間がやっているのが合わないということで、時間変更をした経緯もありますが、料金的なもので親が送っていたのが、やはりこの5,000円で通学できるということで増えたと思っております。並びに時間帯の関係ですけど、今回4月1日から時間の変更を対馬交通のほうと詰めまして、4月1日からは朝補習時間が7時35分から始まりますが、以前、議員さんも質問されておりました時間帯を変更して、7時20分に対馬高校前に着く時間帯の変更を行うようにいたしております。

それから、下校時なんですけど、部活動の終了時間が3月から11月までが7時、12月から2月までが夕方の6時30分ということでありますので、対馬高校前を19時15分並びに19時30分のバスを走らせて、登下校に対応するように時間変更も4月1日から実施するようにいたしております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） いいですか。20番、中原康博議員。

○議員（20番 中原 康博君） 議案第32号でお尋ねをしたいと思っております。

今回、出産一時金35万円が改正案で39万円となっております。福祉保健部長、今対馬島内で約で結構ですが、年間にどのくらいの出産がっておりますかね。

それと、もう1点は今普通の時間帯の出産の費用と、時間外の費用との差があるはずですが、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 正確な数字は持っていないんですけど、300名を切っているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、出産費用につきましても、大体普通の出産であれば39万円プラス3万円の42万円、実質は出るわけなんですけど、これで足りるんじゃないかなというふうに思っております。もう1点は何だったですかね。（発言する者あり）

ああ、時間内か時間外かというのは、ちょっと把握しておりません。必要であれば、また後ほど資料を提出したいと思います。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 土日とか祭日とか、深夜とかはまだこの42万円より三、四万円高くなるんじゃないかなと思っております。そういった声を出産をされる方から聞いております。厚生委員会等におきましても、何回も議論をしてありまして、本土の市においては出産一時金をお祝い金として100万円出してある市もあります。

こうした少子化問題が叫ばれておる今日、市長、目玉としてこういったところにはやっぱり手厚いことをした方が、対馬の少子化にとっては開けた、子供を増やす意味においてはいいんじゃないかなと思いますけれども、市長の任期も、もう一年しか残っておりません。何とか、きょうこの条例は出ておりますけれども、今後において、やっぱり行政においては検討すべき問題であると、私は思いますけれども市長どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 出産祝金のお話でございますが、以前一般質問等の中でも、そのあたりのお祝い金をと言いますか、定住促進に向けた御質問があったかと思えます。

基本的に私としては、その金額で出産をするものではないというふうに思っておりますし、若者たちがここで就労するというのが、まずもって先決ではなかろうかというふうに思いますので、今その考えは、現時点においては持ち合わせておりません。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 今後におきまして、本当にこれは少子化問題は大きな、対馬島にとっては大きなことですので、行政において検討をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） ほかにございませんか。6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） 1点だけお尋ねをいたします。

先程の27号議案の説明の中で、5,000円を対象として保護者が随伴する場合は3名まで無料とするということの説明の中で、小人は子供は小学生までというような説明でしたでしょうか。もう一度確認をいたしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） 小人というとらえ方は子供というとらえ方で、通常運賃体系で表しているときには、小人とは私は子供という説明をいたしました。小学生ととらえております。ですから、通常の切符であれば、この小学生の子供は割引がないんですけど、今度定額フリーパスポートを持っておられる保護者の方が子供を3人まで連れて行かれる場合には、無料扱いをするという特権を与えております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） そうすると、中学生はどのような扱いになるのか。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） バス料金の関係で、中学生以上は大人料金となりますので、その場合は子供扱いはいたしておりません。ですから、通常通学であります。通学バスになりますので利用料金いりませんし、個別に動くときには通常の切符を買われたほうが割安になるんじゃないかと思うので、その辺は御利用される方が選択されるのがよからうかと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） そうすると、そのスクールバスなどを対象とされて、そのような提案をされたのか、それとも学校教育から考えた場合に同じ義務教育下の中にあるわけですが、なぜそのような配慮はできなかったのか、そのあたりについてもう少し、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） スクールバスは基本的に無料でありますので、中学生の生徒の皆様が学校以外のところに動く場合は5,000円で買われれば、定額フリーパスで自由に乗り降りできますし、月に1回とか2回だけしか自分が動かないということであれば、通常の運賃とか回数券とかを利用していただければと思っておりますし、児童、生徒だからということの配慮はなぜなかったのかという点についてはありますが、その点に関しましては実証実験でもアンケート

でも何ら意見もありませんでしたので、実証実験どおりさせていただいたというのが現実でございます。御理解をしていただきたいと。

○議長（作元 義文君） いいですか。はい、もう1回。6番、松本臚幸君。

○議員（6番 松本 臚幸君） そうしますと、スクールバスを利用される子供たちにおいては、小学生においても中学生においても利用はされるんじゃないですか。そうすると、子供3人連れて無料化というようなことには一般利用の際を示されておるんじゃないですか。そうではないんですか。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

最後ですからよくわかるように説明して。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） スクールバスを利用される場合は、無料でございますので小学生も中学生も、それ以外で保護者の方が土曜日とか日曜日に子供を連れていかれる時に3人までは、通常であれば幼児1人だけがただで2人目からは小人用の子供料金があるわけですけど、その範囲を広げてこの定額フリーパスはより多くの方に買っていただくという範囲を広げているということで御利用していただければと思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。あとでよく聞いてくれますか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりますが、先程7番から出ました各公園とか施設とか、各地域に返す場合はよく整備をし、精査をして返してくださいという指摘でございますので、よろしく願いしておきます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております13件は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。13件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから13件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから13件について採決を行います。

議案第24号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号、対馬市税条例の一部を改正する条例、議案第29号、対馬市へき

地保育所条例の一部を改正する条例、議案第30号、対馬市特別養護老人ホーム条例、議案第31号、対馬市特別養護老人ホーム特別会計条例の一部を改正する条例、議案第32号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第33号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第34号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例、議案第35号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第36号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例の13件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。13件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。11時から開始いたします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第14. 議案第37号

○議長（作元 義文君） 日程第14、議案第37号、対馬市特別用途地区建築条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま議題となりました議案第37号、対馬市特別用途地区建築条例について、その提案理由と内容について御説明いたします。

まず、本条例を制定するに至った経緯と目的について御説明をいたします。

国におきましては、さまざまな都市機能がコンパクトに集積した都市構造の実現とともに、集約拠点としての中心市街地の再生を図るために、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり3法と併せて建築基準法の改正を平成19年11月に施行し、大規模集客施設の立地を用途地域内では商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3地域に限定しております。

現在本市におきましては、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるために、その作業を進めているところでございますが、準工業地域において大規模集客施設の立地を可能とした場合、中心市街地の活性化に大きな影響を与えるため、中心市街地活性化基本計画の認定を受ける市町村は、法で認められた準工業地域内の大規模集客施設の立地につきましては、準工業地域を特別用途地域に指定し、大規模集客施設の立地を条例で制限することが認定の条件となっております。

中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定を受け、魅力と活力のある中心市街地の創出を図るとともに、生活と機能的な都市活動を確保し、よりよいまちづくりの推進を目的に本条例を制定するものでございます。

それでは条文の説明をさせていただきます。

第1条では、特別用途地域内における建築物の建築の制限、または禁止に関し、必要な事項を定めることを規定し、第2条は定義について、第3条は適用区域について別表左欄に掲げる特別用途地区内において適用するとしております。第4条は特別用途地区内の建築制限として、別表に掲げる建築物は建築できないと規定しております。第5条は既存の建築物に対する制限の緩和について。

次のページをお願いいたします。第6条は委任について、第7条から第8条は罰則、両罰規定について、附則として都市計画決定の告示の日から施行するとしております。

別表では特別用途地区の大規模集客施設制限区域として、建築してはならない建築物を、劇場、映画館、演劇場などその用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超えるものとしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は配付しております議案審査付託表のとおり産業建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

○議長（作元 義文君） 日程第15、議案第38号、対馬市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例及び日程第16、議案第39号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括議題となりました議案第38号、議案第39号に

ついて、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第38号の対馬市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例についてでございますが、本基金は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づき、地域を活性化させるため特色ある農林業の展開や、地域の魅力を増進する環境づくりなどに取り組むことを目的として、平成12年度から国・県・旧町がそれぞれ3分の1ずつ基金を出資し、各自治体ごとに事業を展開してまいりました。

平成16年3月の対馬市合併時の基金造成額は約2,660万円で、その目的達成化のため、さまざまなソフト事業を行ってまいりましたが、平成20年度をもってすべての事業が完了しましたので、今回条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第39号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

本件は、旧美津島町が平成元年度に新水産業育成事業の補助を受けて、美津島町鶏知乙290番地に設置した加工施設でございますが、本施設は生鮮水産物及び加工品を製造保管し、販売体制の確立を図り水産加工に資するために設置された施設で、供用開始後は株式会社対馬物産開発が使用していた施設でございます。その後、株式会社対馬物産開発の倒産及び土地の賃貸借契約が成立しないなどの理由により、議会全員協議会でもお諮りし、施設を解体することとなりました。

平成22年8月30日に解体が完了し、更地に戻したところでございますので、今回条例を廃止しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから、2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします、ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

議案第38号、対馬市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例、議案第39号、対馬市加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第40号

○議長（作元 義文君） 日程第17、議案第40号、第1次対馬市総合計画（基本計画）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりました議案第40号、第1次対馬市総合計画（基本計画）について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。なお、別冊として第1次対馬市総合計画後期基本計画及びA3番の後期計画の概要版を参考資料といたしまして、配付させていただいております。

本計画は、平成18年第1回定例会において10年間の市政運営の基本指針となります第1次の総合計画を策定し議決をいただいたものでございますが、後期基本計画は基本構想を前提に、社会情勢の変化や新たな政策課題並びに市民の意向等を踏まえ、後期5カ年における新たな事業の見直しを行ったものでございます。

まず、策定体制でございますが、今回は特に本格的な地方分権を迎える中で、地方自治の原点であります市民主体のまちづくり、つまり住民自治を推し進めていくために市民アンケートの実施をはじめ、地域審議会、総合計画等審議会など多くの市民の方々の参画を求め意見、提案等を十分に反映できる体制を構築する中で、住民の方々と協働で作りに上げる計画といたしたものでございます。

それでは、後期基本計画の概要を御説明いたします。別冊の表紙を開けていただきたいと思います。

目次がございますが、今回の後期基本計画は、序論、基本構想については見直しを行っていませんので、基本計画についてのみ御説明を申し上げます。

別冊の20ページから今回見直した基本計画の詳細でございます。その概要を示したものがA3番の参考資料になりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

今回の後期基本計画につきましては、大きく3つの視点に着目し見直しを行っております。

1つには、若者の定住に不可欠な雇用創出を目指して産業振興の拡大を図る。

2つには、定住人口を推進していくために生活基盤の安定化を図る。

3つには、課題解決のために市民協働の確立を構築する新たな仕組みのまちづくりであります。それらを効果的、効率的に実施していくため、以下のキャッチフレーズを掲げております。

市民の力を結集し、さらに韓国をはじめとする東アジアとの協力関係を強化し、活力あるまちづくりを取り組んでいきます。右の欄につきましては、施策の体系図を示しております。なお、黄色で着色した項目につきましては、今回、新たに取り入れた施策また方針でございます。

まず、大綱1の「創造的な産業と次世代の担い手を育む人とまち」では、施策1の地場産業の振興と観光との連携の方針に、水産業の振興と産業基盤の整備、充実を図ることを追加し、合わせて中心市街地の魅力化及びU・Iターン等の支援による定住化対策の促進を重点施策といたしております。

第2の「豊かな自然の調和を図り、地球環境に優しい人とまち」では、かけがえのない自然環境の保全、資源環境型社会の構築等により環境王国の充実に向けた低炭素社会の構築を重点施策といたしております。

大綱3の「固有の歴史文化を発信し、交流の活発な人とまち」では、韓国をはじめとする東アジア都市との国際交流の促進、独自の地域資源を活かした交流人口の拡大、広域交流を支える交通アクセスの強化を重点施策といたしております。

第4の「地域が連携して支える教育・文化の充実した人とまち」では、安心して学べる学校教育環境の構築、地域資源を活かした生涯学習の充実、芸術・文化活動の振興を重点施策といたしております。

大綱5の「思いやりとすこやかさを育む健康・福祉の人とまち」では、医療・救急体制の充実、保健福祉サービスの充実を重点施策といたしております。

大綱6の「快適な暮らしを支える生活基盤の整った人とまち」では、公共資産の有効活用、市民協働によるまちづくりの構築を新たな施策に追加し、合わせて身近な道路交通ネットワークの整備を重点施策といたしております。なお、主要事業等詳細につきましては、別冊の23ページから50ページに示しますとともに可能な限り各項目ごとに数値目標を示しております。

来年度以降も引き続き厳しい財政状況下であります。この後期基本計画をもとに効果的・効率的に事業を展開し、元気で活力のある島づくりを進めていかなければならないと考えております。なお、主要事業等の御質問につきましては、その都度担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、概略ではございましたが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第41号

○議長（作元 義文君） 日程第18、議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりました議案第41号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております4辺地計画のうち今里辺地、仁田辺地が変更計画で尾浦辺地、伊奈辺地が新規計画でございます。以下、各辺地の事業内容を御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

総合整備計画書（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、美津島町今里辺地でございますが、施設の老朽化による簡易水道施設整備の追加に伴う変更計画（案）でございます。今回の変更により事業費を3億9,600万円追加し、4億335万円に、辺地対策事業債予定額を2,900万円追加し、3,630万円に変更しようとするものでございます。

次に、上県町仁田辺地でございますが、施設の老朽化による簡易水道施設整備の追加に伴う変更計画（案）でございます。事業費を7億5,500万円追加し、9億518万6,000円に、

辺地対策事業債予定額を1億8,870万円追加し、2億4,710万円に変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

巖原町尾浦辺地から新規計画でございますが、老朽化による簡易水道施設整備に伴う新規計画となります。事業費2億円、辺地対策事業債予定額5,000万円を計画いたしております。

最後に、上県町伊奈辺地でございますが、先程変更計画で申し上げました仁田辺地と同様の簡易水道施設整備を統合する形で実施することにより、施設の一元化及び維持管理の軽減化を図るものであります。よって、事業費は仁田辺地での追加額と同額であります。事業費7億5,500万円、辺地対策事業債予定額1億8,870万円を計画いたしております。

以上で、提案理由の説明終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第41号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第42号

日程第20. 議案第43号

日程第21. 議案第44号

日程第22. 議案第45号

日程第23. 議案第46号

日程第24. 議案第47号

○議長（作元 義文君） 日程第19、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）から日程第24、議案第47号、字の区域の変更について（鹿見地区）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての提案理由の御説明をいたします。

本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は長崎県が事業主体で施行しました鴨居瀬漁港広域漁港整備事業に伴い、護岸敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町鴨居瀬字在所に編入するものでございます。土地の位置につきましては字図、位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、美津島町鴨居瀬字在所182の2地先並びに182の2に隣接する防波堤地先で、面積227.32平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第43号から議案第47号までの5件につきまして提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第43号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、古里地区でございます。

本件は、県が実施をいたしました比田勝港改修工事の埋め立てより、798.63平方メートルの土地があらたに生じたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりその旨を確認し、上対馬町古里字在所陽に編入するため、同法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の59ページをごらんください。位置につきましては古里川左岸の河口付近でございます。次の字図をごらんください。上対馬町古里字在所陽498番3の地先から字在所陽497番6に隣接する水路に至る地先で黒く塗りつぶした部分が編入する部分でございます。

続きまして議案第44号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、小茂田地区でございます。

本件は、県が実施をいたしました小茂田港海岸環境整備工事の埋め立てにより、7,607.32平

方メートルの土地があらたに生じたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりその旨を確認し、厳原町小茂田字斎藤原に編入するため同法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の63ページをごらんください。

位置につきましては小茂田浜の中央部分でございます。次のページの字図をごらんください。対馬市厳原町小茂田字斎藤原737番3から字斎藤原737番3に隣接する無番地に至る地先で、黒く塗りつぶした部分が編入する部分でございます。

続きまして議案第45号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、東里地区でございます。

本件は国並び県が実施をいたしました厳原港改修工事の埋め立てにより、2万4,045.86平方メートルの土地があらたに生じたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりその旨を確認し、厳原町東里字野良に編入するため同法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の68ページをごらんください。

位置につきましては厳原港東側の突端の埠頭用地部分でございます。次のページの字図をごらんください。対馬市厳原町東里字野良293番1から字野良301番7に至る地先で黒く塗りつぶした部分が編入する部分でございます。

続きまして議案第46号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、曾地区でございます。

本件は、市が実施をいたしました曾ノ浦港湾関連施設整備工事の埋め立てにより、2,085.18平方メートルの土地があらたに生じたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりその旨を確認し、豊玉町曾字大地子並びに字イノハシに編入するため、同法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の73ページをごらんください。位置につきましては曾ノ浦港の北側の黒く塗りつぶした2カ所でございます。

次のページの字図をごらんください。右側の豊玉町曾字大地子1063番4から字大地子1064番に至る地先と、左側の字イノハシ1051番6から字イノハシ1058番9に至る地先の2カ所が編入する部分でございます。

続きまして議案第47号、字の区域の変更について、鹿見地区でございます。

本件は、上県町鹿見地区の地籍調査の調査事業の実施に伴い、事業区域内におきまして字の区域の変更が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

鹿見地区の地籍調査は平成18年度から着手をいたしまして、23年度に最終地区を法務局送付の予定となっております。本地区は登記簿と地図が混乱した状態であり、地籍調査の結果は資料77ページの字一覧図をごらんください。

上段の変更前のおり字衣川と字竹採がそれぞれ飛び地の状態となっております。現地並びに地図、登記簿の混乱を解消し、地籍の明確化を図るために左側の斜線部分の字衣川の5筆を字竹採に編入し、下段の変更後のおり区域の変更を行うものでございます。参考資料として78ページに係5筆の所在を示した地籍図を添付をいたしております。

以上簡単ではございますが5件についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいま説明がありました6件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）、議案第43号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（古里地区）、議案第44号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小茂田地区）、議案第45号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（東里地区）、議案第46号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（曾地区）、議案第47号、字の区域の変更について（鹿見地区）の6件は原案のおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は原案のおり可決されました。

日程第25. 同意第1号

○議長（作元 義文君） 日程第25、同意1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題と

します。

提出者の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明を申し上げます。

現教育委員の阿比留徳生氏が平成23年4月30日をもって任期満了となりますので、引き続き再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

同氏につきましては改めて紹介するまでもなく、議員の皆様御存知のとおり、現在教育委員として活躍されておられ実務経験、人格、識見ともに申し分なく教育委員として適任であると考えております。なお、任期につきましては平成23年5月1日より平成27年4月30日までの4年間となっております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを起立によって採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は同意することに決定しました。

日程第26. 農業委員会委員の推薦について

○議長（作元 義文君） 日程第26、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は2人とし、上対馬町舟志乙412番地島居邦嗣君、峰町佐賀531番地兵頭栄君の2名を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、島居邦嗣君及び兵頭栄君を推薦することに決定しました。

日程第27. 陳情第2号

○議長（作元 義文君） 日程第27、陳情第2号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育

費国庫負担制度の堅持を求める要請書についてを議題とします。

本件は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は総務文教常任委員会に付託します。審査報告は3月18日に行います。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。明日ではありませんね、月曜日です。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時39分散会
